

○ 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について

昭和二十七年四月十五日
蔵計第九百二十一号
大蔵省主計局長通牒

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第七十八号）の施行に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律の運用について（昭和二十五年五月一日計発第二百七十号）は本年三月三十一日限り、これを廃止し、新たに別紙のように運用方針を定め、本年四月一日以後の旅行から適用することとしたから、これによつて取扱われない。

追つて、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「法」という。）の規定により各庁の長が財務大臣に協議して定めることを必要とされる事項についても、本運用方針によつて処理される場合には、所定の協議を経たものとして取扱うこととし、また、従前の運用方針に基いて決定された基準についても本運用方針の趣旨に反しない限り、なお、従前の例によつて取扱つて差支えないこととするから、併せて承知せられたい。

（別紙）

国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針

第二条関係

第二項

「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表（一）に相当する職務の級は、別表第一及び別表第二の通りとする。
- 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、行政職俸給表（一）による三級の職務に相当する職務の級とし、同項第一号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、次によるものとする。

イ 六号俸の俸給月額を受ける職員（六号俸を超える俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による九級の職務に相当する職務の級

ロ 五号俸の俸給月額を受ける職員（五号俸の俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による八級の職務に相当する職務の級

ハ 四号俸の俸給月額を受ける職員（四号俸の俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による七級の職務に相当する職務の級

ニ 三号俸の俸給月額を受ける職員（三号俸の俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による六級の職務に相当する職務の級

ホ 二号俸の俸給月額を受ける職員（二号俸の俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による五級の職務に相当する職務の級

ヘ 一号俸の俸給月額を受ける職員（一号俸の俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級 行政職俸給表（一）による四級の職務に相当する職務の級

3 一般職の任期付職員（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、当該職員に適用される一般職給与法第六条の規定による俸給表ごとく第一号の規定により行政職俸給表（一）に相当する職務の級とされるものとし、同条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、職務の内容及び行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定めるものとする。ただし、指定職の職務に相当する職務として定める場合には、各庁の長が、財務大臣に

協議するものとする。

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）第一条第四十四号に掲げる秘書官の職務の級は、次によるものとする。

イ 九号俸から十二号俸までの俸給月額を受ける秘書官の職務の級 行政職俸給表（一）による九級の職務に相当する職務の級

ロ 五号俸から八号俸までの俸給月額を受ける秘書官の職務の級 行政職俸給表（一）による七級の職務に相当する職務の級

ハ 三号俸及び四号俸の俸給月額を受ける秘書官の職務の級 行政職俸給表（一）による六級の職務に相当する職務の級

ニ 二号俸の俸給月額を受ける秘書官の職務の級 行政職俸給表（一）による四級の職務に相当する職務の級

ホ 一号俸の俸給月額を受ける秘書官の職務の級 行政職俸給表（一）による三級の職務に相当する職務の級

5 前号の規定にかかわらず、特別職給与法附則第二項の規定による俸給月額を受ける内閣総理大臣秘書官の職務の級については、内閣総理大臣が財務大臣に協議して指定職の職務に相当する職務の級として定めることができる。

6 一般職給与法第二十二条の規定による非常勤職員及び特別職給与法第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる者の職務又は職務の級は、職務の内容及び行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定めるものとする。ただし、内閣総理大臣等及び指定職の職務に相当する職務として定める場合には、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。

7 一般職の職員以外の職員であつても、その者の受ける俸給が一般職給与法を準用して定められている場合の職務の級は、現にその者について定められている職務の級とする。

第三項

「在勤地」の地域は、各庁の長又はその委任を受けた者が定めるものとし、その境界には大字又は字若しくはこれらに準ずるものの境界をもつてあてることができるとする。

第三条関係

第一項

職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によつて旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給するものとする。

第七項

「その他財務大臣が定める事情」とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情とする。

第四条関係

第一項

1 各庁の長は、旅行命令等を発する権限を委任する場合には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する委員会及び庁、第七条第一項に規定する内部部局、第八条、第八条の二及び第八条の三に規定する機関、第九条に規定する地方支分部局若しくはこれらに準ずるものの長のうちから行うものとする。

2 旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、その事務の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ各庁の長の承認を得て、更にこれを再委任することができる。

3 各庁の長は、前号の承認をするにあつては、法第四条第二項に規定する旅行命令等を発する要件について適切に判断できる者であることを確認のうえこれを行うものとする。

4 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、旅行命令等を発する権限を委任し又は再委任した場合には、その委任を受けた者の官職を、支出負担行為認証官、支出負担行為担当官及び支出官等に通知するものとする。

5 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任

を受けた者は、旅行命令等を発する権限の委任又は再委任を受けた者に事故がある場合には、臨時に他の職員をして、その事務を行わしめることができるものとする。

第二項及び第三項

旅行命令権者は、旅行命令等を発し又は変更する場合には、旅行が法第七条、第八条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。

第四項及び第五項

1 旅行命令権者は、旅行命令簿等に記載又は記録することなく旅行命令等を発し又はこれを変更した場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に記載又は記録しなければならぬものとする。

2 旅行命令権者は、前号の場合において旅行命令簿等に記載又は記録しないうちに、旅行命令等を変更した場合には、その変更した旅行命令等に基いて旅行命令簿等に記載又は記録すれば足り、変更前の旅行命令等に基く旅行命令等は、旅行命令簿等に記載又は記録しないことができるものとする。

3 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもつて提示にかえることができるものとする。

4 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示した後において、旅行命令等を取り消した場合においては、旅行命令簿等に記載又は記録した旅行命令等を抹消して、その旨旅行者に通知するものとする。

第七条関係

法第十八条に規定する航空賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、各庁の長が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合は支給できるとする。

第十五条関係

法第三条第四項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、旅行の性質、用務の内容及び行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長が職務を内閣総理大臣等及び指定職の職務に相当する職務として旅費を支給しようとする場合には、財務大臣に協議して定めるものとする。この場合において、次の各号に規定する基準によるときは、財務大臣に協議したものとみなすものとする。

1 職員に当該職員について定められている職務による旅費以下の旅費を支給する場合

2 国家公務員として指定職の職務又はこれに相当する職務以上の職務に在職したことがある者で職員以外の者が国の機関の依頼に応じ、研修・講習等の講師として旅行するときにおいて、当該者に指定職の職務に相当する職務として旅費を支給する場合

3 国際会議に出席する等のため内閣総理大臣等が配偶者を随伴して公務上旅行する必要がある場合において、配偶者に旅費を別表第一内国旅行の旅費の一日当、宿泊料及び食卓料又は別表第二外国旅行の旅費の一日当、宿泊料及び食卓料の表の内閣総理大臣等の項中「その他の者」相当として旅費を支給する場合

第十六条及び第十七条関係

1 「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条（同法第二十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づいて、鉄道運送事業者、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。

2 法第十六条第一項の旅客運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十四条第一項第四号に規定する料金を含むも

のとす。

- 3 「特別車両料金」とは、鉄道事業法第十六条の規定に基づいて、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下「旅客会社等」という。）が定めた特別車両の料金をいい、旅客会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道運送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄道運送事業者が鉄道事業法第十六条の規定に基づいて国土交通大臣への届出により定める当該特別車両の料金を含むものとする。
- 4 急行料金は一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となつている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。
- 5 特別車両料金の額は、次の区分によるものとする。

イ 法第十六条第二項の規定により急行料金を支給する区間については、急行列車に係る特別車両料金

ロ 一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直通して運転する列車を運行する線路がある場合でその線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給する場合、その線路を利用する区間については、急行料金を支給する当該一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金

ハ イ及びロを除く区間については、普通列車

に係る特別車両料金

- 6 法第十六条第一項に規定する座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 7 法第十七条第一項の座席指定料金には、船室の設備の利用料金は含まないものとする。
- 8 特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とする。

第十八条関係

航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項（同法附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）を含むものとする。なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

第二十六条関係

第一項 「財務大臣が指定するもの」とは、各庁の長が財務大臣に協議し日額旅費の支給の対象として定める旅行をいうものとする。

第三十四条関係

1 航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項（同法附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第

三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。

なお、地方公共団体が管理する空港及び海外の空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

- 2 非常勤の審議会等の長、委員のうち、特別職の審議会等の長については、法第二条第一項第二号に規定する「これらに相当する職務にある者」として定めることにより内閣総理大臣等とし、特別職の審議会等の委員及び一般職の審議会等（本省庁に属する審議会等に限定する。）の長については、特定指定職在職者に相当する者として、財務大臣に協議したものとみなすものとする。
- 3 本省庁の顧問等のうち、特定指定職在職者に在職したことがある者については、特定指定職在職者に相当する者として、財務大臣に協議したものとみなすものとする。

第三十八条関係

第二項

第一項第二号に該当する場合における扶養親族移転料の額の計算の基礎となる旅行区間は、扶養親族を在勤地に呼び寄せるとき（本邦から在勤地に呼び寄せるときを除く。）は、その居住地と在勤地との区間とし、扶養親族を本邦から在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるときは、在勤地と本邦の所属庁所在地との区間とする。

第三十九条関係

第一項

法別表第二の支度料欄に掲げる旅行期間の月の計算は、暦日によつて計算するものとする。

第二項

「その赴任又は出張を命ぜられた日」とは、「その赴任又は出張のための旅行の最初の日」とするものとする。

第三項

前に受けた支度料の合計額の算定にあつては、現在までの引き続いた外国在勤の直近の内国在勤以前に支給を受けた支度料は含まないものとする。

第四十一条関係

第一項

「財務大臣が指定する旅行」とは、次に掲げる旅行をいうものとする。

1 捕鯨監督又は漁業監視のための旅行と同様の性質を有する旅行

2 海事職俸給表の適用を受ける職員が公海上の航海を目的とする等の旅行

第四十六条関係

第一項

「この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次の各号に掲げる場合のように、法の規定どおりの旅費（以下「正規の旅費」という。）を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合をいい、その場合においては、各庁の長は、当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

1

職員の職務又は職務の級がさかのぼつて変更された場合において、当該職員が既に行つた旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は、これを行わないものとする。

2

旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全額を支給しないものとする。

3 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該医療中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額は、これを支給しないものとする。

4 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた法別表第一の移転料定額による額とする。

5 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。この号において同じ。）を支給する場合（内国旅行に限る。）において、次の各号に掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。

イ 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舍又は自宅に入る場合 法別表第一の日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額

ロ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合 法別表第一の日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額

ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合 法別表第一の日当定額の四日分及び宿泊料定額の四夜分に相当する額

6 国の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとする。

7

旅行期間十五日未満の出張の場合の支度料は、

法別表第二の旅行期間一月未満の定額の二分の一に相当する額とする。

8 外国に留学する職員に対し支度料を支給する場合には、三万円以内の額とする。

9 在外公館に勤務する外務公務員の在勤国内における出張（同一地域滞在三十日まで）の場合に支給する日当、宿泊料及び食卓料の額は法別表第二に定める定額の二割に相当する額を、それぞれその定額から減じた額による。

第二項

1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣又は大臣政務官に随行する秘書官及び警護官については、第十六条に規定する鉄道賃のうち、特別車両料金を支給できるものとする。

2 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する本土と同条第一項に規定する沖繩との間の赴任の場合に支給する法第二十三条第一項に規定する移転料の額は、当分の間、同項に規定する移転料の額の十分の三に相当する額を同項に規定する移転料の額に加算した額によることのできるものとする。

3 法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定する扶養親族移転料のうち、十二歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払つた額によることのできるものとする。

4 法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、六歳未満の者を三人以上随伴する場合における二人を越える者ごと及び十二歳未満六歳以上の者に支給する特別車両料金は特別船室料金の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の特別車両料金は特別船室料金の額によることのできるものとする。

5

法第三十四条第一項第一号及び第二号に規定

する航空旅行において次の各号に掲げる場合は、当該各号に規定するところによることができるものとする。

イ 内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣又は大臣政務官に随行する秘書官及び警護官については、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣又は大臣政務官と同一の級の運賃

ロ 内閣総理大臣等、特定指定職在職者又は特定指定職在職者に相当する者の代理（発令行為を伴うものに限る。）として公務のため旅行する場合には、最上級の運賃

6 法第三十四条第一項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃の支給を受ける者が一の旅行区間における所要航空時間が二十四時間以上の航空旅行をする場合には、当該航空旅行における乗り継ぎ回数及びそれに要する時間を勘案し、直近上位の級の運賃によることができるものとする。

7 法第三十四条第一項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃の支給を受ける者が赴任する航空旅行において次の各号に掲げる場合は、当該各号に規定するところによることができるものとする。

イ 携帯手荷物が二十キログラムをこえるときは、そのこえる部分について十キログラムを限度として荷物の超過料金（当該超過料金の額の範囲内で別送手荷物として携帯する場合には当該利用料金の額）を加算した額

ロ イの加算額を勘案すれば直近上位の級の運賃によることが経済的と認められる場合には、当該運賃

8 国際会議等に出席するため内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官又は国会議員の外国旅行に同行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来たす場合、又は国際会議等において外国政府等より

宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を超過して現に支払った額を上限として、各庁の長が適当と認める額については、増額して支給することができるものとする。

9 法第三十八条第一項から第三項に規定する扶養親族移転料のうち、十二歳未満の子に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

別表第一 行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸以上		5級の5号俸以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸以下 3級の29号俸以上		5級の4号俸以下	3級の5号俸以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級		3級の9号俸から 28号俸まで	3級の29号俸以上		3級の4号俸以下	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級			2級の25号俸以上	3級の25号俸から 28号俸まで 2級の49号俸以上	4級 3級の13号俸以上	2級の13号俸以上	6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級の8号俸以下 2級の17号俸から 24号俸まで	3級の17号俸から 24号俸まで 2級の41号俸から 48号俸まで	3級の5号俸から 12号俸まで	2級の9号俸から 12号俸まで	5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸から 16号俸まで	3級の5号俸から 16号俸まで 2級の37号俸から 40号俸まで 1級の57号俸以上	3級の4号俸以下	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	2級の4号俸以下 1級の25号俸以上	3級の4号俸以下 2級の25号俸から 36号俸まで 1級の37号俸から 56号俸まで	2級の25号俸以上	1級の13号俸から 24号俸まで	4級 3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸以上	3級 2級の13号俸以上	
2級	3級	1級の17号俸以上	2級	3級の9号俸以上 2級の33号俸以上 1級の41号俸以上	2級	2級の9号俸以上	4級 3級	1級の9号俸から 24号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の21号俸から 36号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の45号俸以上	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	2級の12号俸以下	
1級	2級 1級	1級の16号俸以下	1級	3級の8号俸以下 2級の32号俸以下 1級の40号俸以下	1級	2級の8号俸以下 1級	2級 1級	1級の8号俸以下	2級の8号俸以下 1級の20号俸以下	2級の8号俸以下 1級の44号俸以下		2級の8号俸以下 1級	2級の28号俸以下 1級	1級	

別表第二 再任用職員（国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員）の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級					4級		6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級	
2級	3級	1級	2級	3級 2級 1級	2級	2級	4級 3級			1級		2級	2級		
1級	2級 1級		1級		1級	1級	2級 1級					1級	1級	1級	